

愛知県道路交通渋滞対策推進協議会規約

(名 称)

第1条 本協議会は、「愛知県道路交通渋滞対策推進協議会」(以下「協議会」という)と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、道路管理者と公安委員会及び、運輸局の協力のもと愛知県内における道路交通渋滞を解消し、円滑な道路交通の確保に寄与することを目的とする。

(組 織)

第3条 協議会は、国土交通省中部地方整備局、国土交通省中部運輸局、愛知県警察本部、愛知県、名古屋市、名古屋高速道路公社、愛知県道路公社、中日本高速道路株式会社、愛知県トラック協会、愛知県バス協会、愛知県タクシー協会、名古屋タクシー協会により構成し、その構成員は別表1に示すとおりとする。

2. 会長が必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
3. 第2条の目的を達成するため、会長が必要と認めたときは、ワーキング部会を設置、解散することができる。

(所掌事項)

第4条 協議会は第2条の目的を達成するため、次の事項について意見交換、調整を行う。

(交通集中による渋滞に対する施策)

- 1). 交通容量の拡大に関する施策
- 2). 交通需要マネジメントに関する施策

(工事による渋滞に対する施策)

- 3). 幹線道路の工事規制マネジメントに関する施策

(その他)

- 4). 第2条の目的を達成するために必要な事項

(協議会の招集・運営・進行)

第5条 協議会には会長を置き、会長は国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所長とする。

2. 会長は、協議会を総括し協議会を招集する。
3. 協議会の運営・進行は会長がこれにあたることとする。

(ワーキング部会等)

第6条 第4条に規定する事項について調査及び調整を行うため、協議会に次の各号の検討部会及びワーキング部会(以下「ワーキング部会等」という)を置く。

- (1) 名古屋二環エリアワーキング部会
- (2) 一宮エリアワーキング部会
- (3) 小牧・犬山エリアワーキング部会

- (4) 西知多エリアワーキング部会
- (5) 半田・衣浦エリアワーキング部会
- (6) 知立・刈谷エリアワーキング部会
- (7) 豊田エリアワーキング部会
- (8) 岡崎エリアワーキング部会
- (9) 三河港エリアワーキング部会

2. ワーキング部会等の部会長は、別表2のとおりとする。
3. ワーキング部会等は、関係団体等から部会長が指名する職員等で組織する。但し、必要に応じ関係者の出席を求めることができるものとする。
4. 第5条の規定はワーキング部会等の会議に準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「ワーキング部会等」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
5. 第4条に規定する事項について調査及び調整を行うにあたり、各部会長がワーキング部会等の合同開催を効率的と認めた場合、ワーキング部会等を合同で開催することができるものとする。

(事務局)

第7条 協議会の設置に関わる事務を遂行するため事務局を置く。

2. 事務局の構成は、名古屋国道事務所計画課、愛知県警察本部交通規制課、愛知県建設局道路建設課、及び名古屋市緑政土木局道路建設課とする。また、ワーキング部会等の事務局は、別表2のとおりとする。
3. 事務局は、会議の円滑なる運営にあたるとともに、議事録を整理することとする。
4. ワーキング部会等を合同で開催する場合の事務局は、各ワーキング部会等の事務局がそのままあたるものとする。

(その他)

第8条 本規約に規定されていない事項については、協議会に諮り決定することとする。

(付 則)

1. この規約は、平成5年6月18日から施行する。
2. 名古屋周辺道路交通渋滞対策協議会(昭和63年5月16日)、名古屋周辺道路交通円滑化対策連絡会義(昭和63年11月29日)、愛知県道路交通渋滞対策推進協議会(平成2年12月5日)、愛知県道路交通円滑化対策連絡会議(平成2年12月5日)は廃止する。
3. 平成5年9月7日一部改正
4. 平成6年8月25日一部改正
5. 平成15年11月5日一部改正
6. 平成17年3月14日一部改正
7. 平成17年11月17日一部改正
8. 平成18年1月30日一部改正
9. 平成24年6月27日一部改正
10. 平成25年5月16日一部改正

11. 平成 27 年 9 月 30 日一部改正
12. 平成 28 年 7 月 28 日一部改正
13. 平成 29 年 7 月 27 日一部改正
14. 平成 30 年 7 月 30 日一部改正
15. 令和元年 8 月 1 日一部改正
16. 令和 2 年 3 月 6 日一部改正
17. 令和 2 年 9 月 11 日一部改正
18. 令和 3 年 8 月 2 日一部改正
19. 令和 4 年 9 月 8 日一部改正
20. 令和 5 年 8 月 10 日一部改正
21. 令和 6 年 8 月 5 日一部改正

愛知県道路交通渋滞対策推進協議会

構成員

区分	所属機関	所属部署および役職
会長	国土交通省 中部地方整備局	名古屋国道事務所長
委員	国土交通省 中部地方整備局	企画部 広域計画課長 建政部 都市整備課長 道路部 道路計画課長 道路部 地域道路課長 道路部 交通対策課長 道路部 道路管理課長 愛知国道事務所長 名四国道事務所長
	国土交通省中部運輸局	愛知運輸支局 首席運輸企画専門官
	愛知県警察本部	交通規制課長
	愛知県	都市・交通局 交通対策課長 都市・交通局 都市基盤部 都市計画課長 都市・交通局 都市基盤部 都市整備課長 建設局 道路維持課長 建設局 道路建設課長
	名古屋市	緑政土木局 路政部 道路管理課長 緑政土木局 道路部 道路維持課長 緑政土木局 道路部 道路建設課長 住宅都市局 都市計画部 交通企画・モビリティ都市推進課長 住宅都市局 都市計画部 街路計画課長
	名古屋高速道路公社	経営企画部 企画課長
	愛知県道路公社	事業部 事業課長
	中日本高速道路株式会社 名古屋支社	総務企画部 企画調整課長 保全・サービス事業部 交通技術課長
	愛知県トラック協会	専務理事
	愛知県バス協会	専務理事
	愛知県タクシー協会	専務理事
	名古屋タクシー協会	常務理事

愛知県道路交通渋滞対策推進協議会

【ワーキング部会等】

番号	部会名	部会長（幹事）	事務局
1	名古屋二環エリアワーキング部会	国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所 副所長	計画課
2	一宮エリアワーキング部会	国土交通省 中部地方整備局 愛知国道事務所 副所長	計画課
3	小牧・犬山エリアワーキング部会	国土交通省 中部地方整備局 愛知国道事務所 副所長	計画課
4	西知多エリアワーキング部会	国土交通省 中部地方整備局 名四国道事務所 副所長	計画課
5	半田・衣浦エリアワーキング部会	愛知県 建設局 道路建設課担当課長	道路建設課
6	知立・刈谷エリアワーキング部会	国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所 副所長	計画課
7	豊田エリアワーキング部会	国土交通省 中部地方整備局 名四国道事務所 副所長	計画課
8	岡崎エリアワーキング部会	国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所 副所長	計画課
9	三河港エリアワーキング部会	国土交通省 中部地方整備局 名四国道事務所 副所長	計画課